

令和3年10月1日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

(その1)

県土整備局

目 次

ページ

| | |
|---|----|
| I 「かながわ交通計画」の改定素案について…………… | 1 |
| II 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく 県土整備局所管条例の見直し結果について…………… | 5 |
| III 湘南港・葉山港の指定管理者の募集について…………… | 9 |
| IV 県管理海岸の安全対策等の取組結果について…………… | 14 |
| V 神奈川県住宅供給公社の新たな経営計画について…………… | 17 |
| VI 神奈川県手数料条例等の一部改正について…………… | 18 |
| VII 事務処理の特例に関する条例の一部改正について…………… | 20 |

I 「かながわ交通計画」の改定素案について

1 「かながわ交通計画」の概要

「かながわ交通計画（以下「本計画」という。）」は、概ね20年後を見据え総合的な交通ネットワークの形成をめざし、神奈川における望ましい都市交通を実現するための交通施策の基本的な方向を示したもので、国や首都圏レベルの交通施策に関する調整や、市町村間の交通計画を広域的な視点から調整を行うための指針となるものである。

本計画は「かながわグランドデザイン」の都市づくり分野での基幹的な計画である「かながわ都市マスタープラン」を交通施策の面から支える部門別計画である。

2 改定の趣旨

本計画は、昭和61年に策定して以来、交通を取り巻く環境の変化などに対応するため、これまでに3回の見直しを行っている。

平成19年の前回の改定から10年以上が経過し、高齢化の進行や人口減少社会の本格化、気候変動の影響などによる自然災害の頻発化・激甚化など社会経済情勢が変化していることを踏まえ、これらに的確に対応した都市交通の実現を図るため、本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組み

| | |
|-----------|---------------|
| 令和2年1月～3月 | 学識経験者への意見聴取 |
| 7月～ | 庁内及び市町村との調整 |
| 令和3年5月～8月 | 庁内及び市町村への意見照会 |
| 8月 | 学識経験者への意見聴取 |
| 9月 | 改定素案とりまとめ |

4 改定素案の概要

県土の骨格となる強靱な都市づくりに必要な交通網の整備に取り組みながら、地域の多様な移動ニーズに対応するため、あらゆる人が安全・安心に、自由に移動でき、コミュニティの活性化を支える地域交通ネットワークの構築を図る。

その他、災害に強い交通基盤の構築や脱炭素化に向けた公共交通の利用促進などにも取り組み、神奈川の望ましい都市交通の実現を目指す。

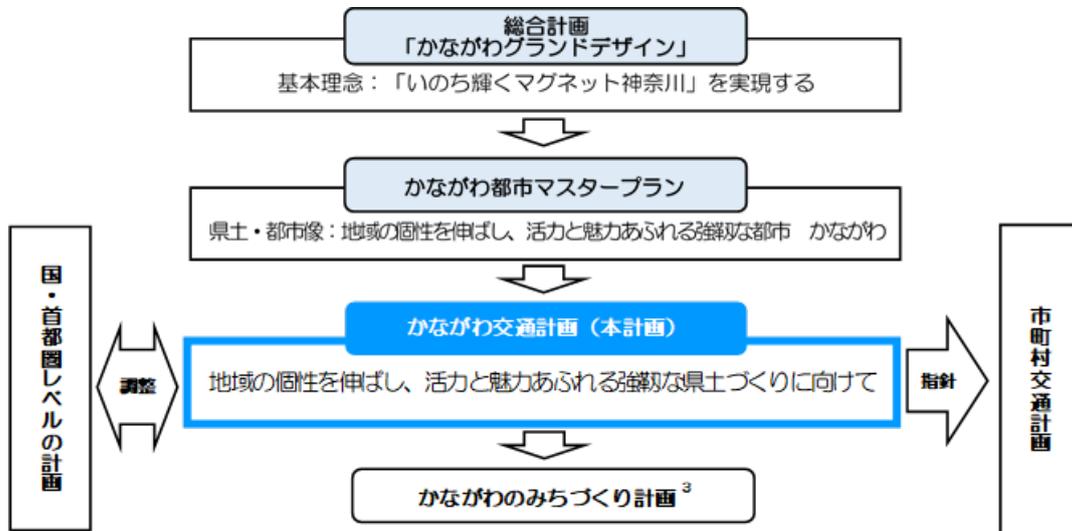
○ 都市交通の目標と施策

- ア 交通網の充実による県内外・地域間の連携強化
 - ・鉄道網の整備（リニア中央新幹線など）
 - ・道路網の整備（新東名高速道路など） など
- イ 地域交通ネットワークの確保・充実
 - ・バス・タクシーなど既存の地域公共交通の維持確保
 - ・スマートモビリティの導入（AI オンデマンド交通、MaaS、超小型モビリティ） など
- ウ 利便性、快適性、安全性の確保
 - ・カーシェア、シェアサイクル、物資の共同集配
 - ・鉄道相互直通運転、公共車両優先システム(PTPS)
 - ・道路施設の長寿命化、リダンダンシーの確保
 - ・新技術の導入（自動運転、ビッグデータの活用） など
- エ 環境負荷の低減
 - ・公共交通への転換
 - ・渋滞緩和、交差点改良
 - ・道路緑化の推進
 - ・自転車利用環境の整備 など

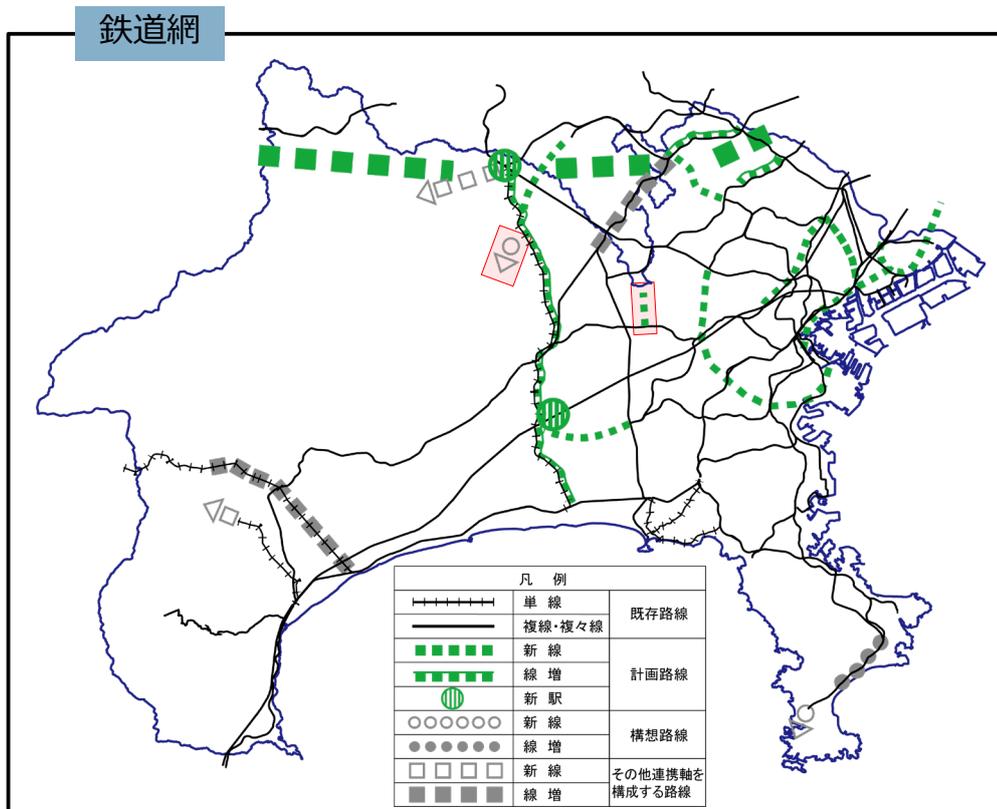
5 今後の予定

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 令和3年10月～11月 | 改定素案に対する県民意見募集 |
| 令和4年2月 | 県民意見を反映した改定案の取りまとめ |
| 〃 | 第1回県議会定例会の建設・企業常任委員会に改定案を報告 |
| 3月 | 本計画を改定・公表 |

○ 計画の位置づけ・計画の構成



○ 交通網の充実による県内外・地域間の連携強化（鉄道網）



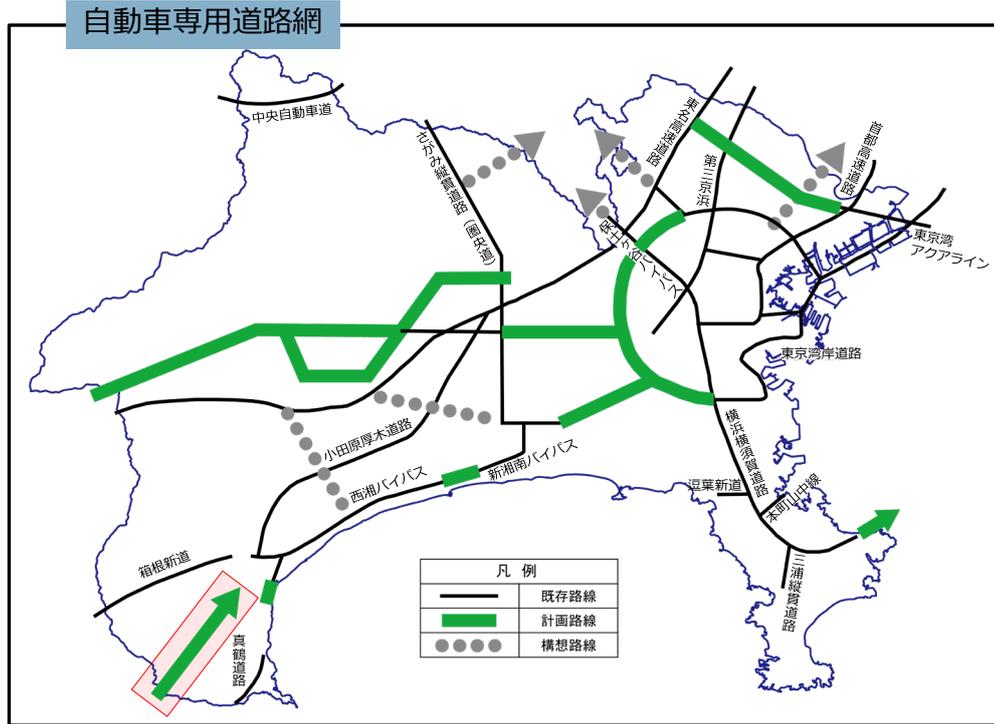
追加路線

【計画路線】都市高速鉄道上瀬谷ライン

【構想路線】小田急多摩線の延伸（上溝－愛川・厚木方面）

参考資料 2

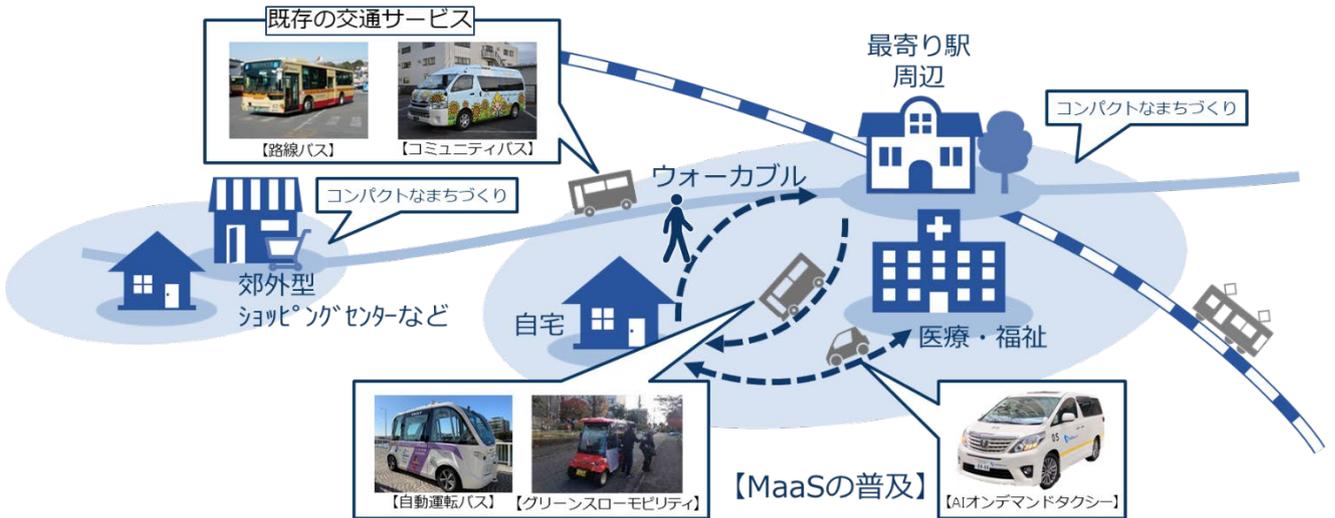
○ 交通網の充実による県内外・地域間の連携強化（道路網）



追加路線

【計画路線】 神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）

○ 地域交通ネットワークの確保・充実



Ⅱ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について

1 条例の見直しについて

県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づいて各条例の見直し作業を行うこととしている。

条例の見直しの周期は、5年ごとを原則としており、今回、県土整備局において所管する次の条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

なお、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」（福祉子どもみらい局との共管）については、新型コロナウイルス感染症対策の影響で令和2年9月に予定していた条例の見直し時期を1年延期したため、今回、見直し結果を報告する。

2 条例の見直しの結果

(1) 改正及び運用の改善等を検討する条例

| 条例名 | 見直し結果 |
|----------------------|------------------|
| 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | 改正及び運用の改善等を検討する。 |

(2) 改正・廃止及び運用の改善等の必要性がない条例

| 条例名 | 見直し結果 |
|-----------------------------|---|
| 港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 |

3 見直し結果に基づく対応

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」については、改正等の内容の検討を行い、原則として1年以内に改正議案を議会に提出する。

県土整備局所管条例の見直し結果概要

1 改正及び運用の改善等を検討する条例

| | | |
|-------|--|--|
| 条例名 | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | |
| 概要 | 障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。 | |
| 運用状況 | 施設整備に関する事前協議件数 平成27年度：580件、平成28年度：551件 平成29年度：528件、平成30年度：594件 令和元年度：451件、令和2年度：449件 | |
| 見直し結果 | 必要性 | 本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。 超高齢社会が進展する中、移動困難者の増加に対応した街づくりや障がい者等の社会参加をさらに進める必要性、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など関係法令の整備状況及び「ともに生きる社会かながわ憲章」をはじめとした県施策の方向性など社会情勢の変化を踏まえ、適切な施設整備等を進めることにより高齢者、障がい者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、共生社会の実現に向けて、引き続き必要である。 |
| | 有効性 | 本条例はバリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障がい者等の社会参加を図る上で有効であるが、社会情勢の変化等を踏まえ理念の強化を図る必要がある等、課題があり、今後、関連施策とも連携し、より有効に取組を進めるために、条例の目的として、誰もがその人らしく生き、安心して暮らすことのできる共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行う必要がある。 また、規則で定める整備基準等も、社会状況の変化を踏まえ改正等の検討を行う必要がある。 さらに、取組に当たっては、バリアフリーの街づくりの理念の一層の普及を進めるとともに、施設の計画段階からの当事者の参加や、施設の円滑な利用といった視点も考慮し、これらの一連の改正等を通して、より有効で、きめ細かく適正な対応が普及するよう、バリアフリーの街づくりを進める必要がある。 |
| | 効率性 | 県民の利便性向上や、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。 |
| | 基本方針適合性 | 本条例に基づく施策は、「かながわランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支え合う地域社会づくり」に適合している。 また、「かながわSDGs取組方針」において取り組む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けても、本条例に基づきバリアフリーの街づくりを進めていくことは重要である。 |
| | 適法性 | 県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。 |
| 結論 | 改正及び運用の改善等を検討する。 | |

2 改正・廃止及び運用の改善等の必要性がない条例

| | | |
|--------|---------|--|
| 条例名 | | 港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 |
| 概要 | | 県管理の港湾で、無秩序な土地利用の防止などを図るため、臨港地区内の各分区における、建築物その他の構築物の規制について定めている。 |
| 運用状況 | | 施行（平成17年7月1日）以来、構築物の用途変更の命令等の実績はない。 |
| 見直しの結果 | 必要性 | 港湾法において、港湾の臨港地区内に指定した分区の区域内における規制対象となる構築物は条例で定めることとされている。 港湾の無秩序な土地利用の防止などを図るためには、港湾の臨港地区に分区を指定し、分区内の一定の構築物の建設等を制限する必要があるため、本条例は必要な条例である。 |
| | 有効性 | 港湾法では、違反構築物を建設等した者に対して是正措置を命じることなどを規定し、本条例では違反者への罰則規定を設け、その履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効に機能している。 |
| | 効率性 | 本条例の規定の内容は、港湾機能の維持保全に必要な最小限の内容となっており、効率的なものとなっている。 |
| | 基本方針適合性 | 港湾の秩序ある整備と適正な運営を目的とするものであり、みなとの資源を生かし、地域を活性化する「みなとまちづくり」の推進を掲げた「かながわブランドデザイン」の考え方に合致したものである。 |
| | 適法性 | 港湾法に基づき必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。 |
| | 結論 | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 |

参考資料3

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の構成及び所管部局

| 条例の構成 | | 所管部局 |
|--------------------|---|-----------|
| 第1章 | 総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進 | 福祉子どもみらい局 |
| 第2章 | 施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置 | |
| 第3章 | 施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備 | |
| 第4章 (第28条～第33条) | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規模の引下げ ・移動等を円滑にするための基準の付加等 | 県土整備局 |
| 第5章 | 雑則 適用除外、委任 | 福祉子どもみらい局 |

第4章は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成20年12月の条例改正時に追加

Ⅲ 湘南港・葉山港の指定管理者の募集について

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、湘南港・葉山港の2港湾施設については、令和4年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等を行う。

2 施設の目的・概要

(1) 設置目的

港湾法に基づき、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨットその他の船舶の利便に供すること等を目的として、県が管理する地方港湾である。

(2) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設の概要 |
|-----|------------------|---|
| 湘南港 | 藤沢市 江の島 | 設置年月日：昭和35年10月11日（港湾区域認可年月日） 施設：水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾管理施設 面積：約11ha（湘南港臨港地区面積） |
| 葉山港 | 三浦郡 葉山町 堀内 | 設置年月日：昭和39年3月28日（港湾区域認可年月日） 施設：水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾管理施設 面積：約3.7ha（葉山港臨港地区面積） |

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

(湘南港・葉山港)

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、物品販売など利用者へのサービスの向上や、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

（収支状況及び委託実績は参考資料のとおり）

4 募集の方法

公募により募集する。

5 募集単位

湘南港と葉山港を個別に募集する。

6 指定期間

5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）とする。

7 利用料金制の導入

指定管理者のインセンティブの向上による応募者の拡大や、県民サービスの向上を図るため、新たに湘南港の次の施設について、利用料金制を導入する。

- ・ 駐車場
- ・ 港湾管理事務所のミーティングルーム、大会運営室、メモリアルルーム、シャワー室及び船具ロッカー
- ・ クレーン

また、葉山港で既に利用料金制を導入している施設については継続する。

8 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

条例で定められた指定の基準を基本に作成するとともに、次の視点を重視することとする。

ア 開かれた港湾の利用促進

開かれた港湾として、多くの方に施設を利用してもらい、利用者に満足してもらえるような新たな事業や取組の提案を求める。

イ 地震・津波発生時における利用者の安全確保

通常の荒天・事故等発生時の対応に加え、大規模な地震・津波災害から利用者の安全を確保するための提案や緊急物資受入港としての対応の提案を求める。

- (3) 選定基準の配点割合
 サービスの向上：55点
 管理経費の節減等：20点
 団体の業務遂行能力：25点

9 今後の予定

- 令和3年 11月 外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取
 12月 第3回県議会定例会（後半）に、指定管理者の選定基準（案）を報告
 併せて、利用料金制の導入に伴う「港湾の設置及び管理等に関する条例」の改正概要を報告
 令和4年 2月 第1回県議会定例会に、利用料金制の導入に伴う「港湾の設置及び管理等に関する条例」の改正議案を提出
 4月～ 指定管理者を募集
 7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
 9月 第3回県議会定例会（前半）に、指定管理者の指定議案を提出
 令和5年 4月 指定管理者による管理運営開始

10 外部評価委員会委員（案）

| 氏名 | 性別 | 職業 | 分野 | 本県の指定管理者選定委員の経験の有無（委員会名） | 選定理由 |
|------|----|-----------------|---------|---------------------------------------|--|
| 柴山和也 | 男 | 早稲田大学理工学術院教授 | 学識経験者 | 有 （平成29,30年度県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会） | 水工学（海岸工学、沿岸域防災、津波・高潮、水環境学）を専門分野としており、港湾に関する深い造詣を有している。また、元港湾審議会会長であり、本県管理港湾施設の状態を熟知している。 |
| 羽田耕治 | 男 | 横浜商科大学名誉教授 | 学識経験者 | 有 （平成29,30年度県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会） | 元県観光審議会委員であり、県内の観光振興という視点で識見を有しており、港湾の専門家とは違った視点からの意見が期待できる。 |
| 金子紀昭 | 男 | 日本プレジャーボート協会副会長 | 施設利用者代表 | 有 （平成29,30年度県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会） | プレジャーボート利用者として、利用者目線で港湾の利用促進の観点から審査が期待でき、また、前回の選定委員であり、指定管理者の評価に関して熟知している。 |

| | | | | | |
|----------|---|---------|---------------|---|--|
| 鈴木 亮子 | 女 | 公認会計士 | 経理に関する見識を有する者 | 無 | 日本公認会計士協会神奈川県から委員推薦を受けた公認会計士であり、応募が予想されるマリーナ関連企業等の監事・監査役等に就任していないことを推薦の条件とした。 |
| 高橋 明美 | 女 | 社会保険労務士 | 労務に関する見識を有する者 | 有 (平成 29, 30 年度県土整備 局指定管理者 選定審査委員 会港湾部会) | 神奈川県社会保険労務士会から委員推薦を受けた社会保険労務士であり、応募が予想されるマリーナ関連企業等の監事・監査役等に就任していないことを推薦の条件とした。 |

湘南港・葉山港収支状況及び委託実績

(1) 湘南港

(単位:千円、%)

| 年度 | 収入状況 | | | | 支出状況 | 収支差額 | |
|--------|---------|------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 指定管理料 | 利用料金 | その他 | 収入合計 | 支出 | 収支差額 | 収支差額率 |
| 平成26年度 | 117,758 | 0 | 10,187 | 127,945 | 130,774 | △2,829 | △2.21% |
| 平成27年度 | 112,911 | 0 | 9,034 | 121,945 | 118,597 | 3,348 | 2.75% |
| 平成28年度 | 113,865 | 0 | 8,886 | 122,751 | 118,444 | 4,307 | 3.51% |
| 平成29年度 | 113,537 | 0 | 8,727 | 122,264 | 128,420 | △6,156 | △5.04% |
| 平成30年度 | 114,023 | 0 | 8,126 | 122,149 | 137,494 | △15,345 | △12.56% |
| 令和元年度 | 120,843 | 0 | 4,339 | 125,182 | 118,244 | 6,938 | 5.54% |
| 令和2年度 | 86,852 | 0 | 2,735 | 89,587 | 82,271 | 7,316 | 8.17% |
| 合計 | 779,789 | 0 | 52,034 | 831,823 | 834,244 | △2,421 | △0.29% |

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

(消費税増税に伴う増:年額+1,889千円(令和元年度)、年額+1,352千円(令和2年度))

オリンピック開催に伴う減:年額-6,959千円(令和元年度)、年額-40,006千円(令和2年度)

セーリングセンター竣工に伴う増:年額+13,582千円(令和元年度)、年額+9,338千円(令和2年度))

| 発注先 | 提案した具体的な優先発注業務 | 件数(実績) | 金額(実績:千円) | 提案があったのに実績がない理由及び今後の対応 |
|----------|----------------|--------|-----------|------------------------|
| 県内中小企業者 | 無 | — | — | — |
| 障害者雇用企業等 | 無 | — | — | — |

(2) 葉山港

(単位:千円、%)

| 年度 | 収入状況 | | | | 支出状況 | 収支差額 | |
|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|
| | 指定管理料 | 利用料金 | その他 | 収入合計 | 支出 | 収支差額 | 収支差額率 |
| 平成26年度 | 50,915 | 23,267 | 3,254 | 77,436 | 71,338 | 6,098 | 7.87% |
| 平成27年度 | 50,606 | 25,713 | 3,443 | 79,762 | 73,027 | 6,735 | 8.44% |
| 平成28年度 | 50,297 | 26,740 | 3,268 | 80,305 | 71,504 | 8,801 | 10.96% |
| 平成29年度 | 49,988 | 27,181 | 3,343 | 80,512 | 68,358 | 12,154 | 15.10% |
| 平成30年度 | 49,680 | 23,809 | 3,343 | 76,832 | 74,176 | 2,656 | 3.46% |
| 令和元年度 | 50,710 | 23,858 | 3,647 | 78,215 | 76,232 | 1,983 | 2.54% |
| 令和2年度 | 55,666 | 22,543 | 3,387 | 81,596 | 66,460 | 15,136 | 18.55% |
| 合計 | 357,862 | 173,111 | 23,685 | 554,658 | 501,095 | 53,563 | 9.66% |

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

(消費税増税に伴う増:年額+922千円(令和元年度)、年額+924千円(令和2年度))

新型コロナウイルス感染症対策に伴う増:年額+1,835千円(令和2年度))

| 発注先 | 提案した具体的な優先発注業務 | 件数(実績) | 金額(実績:千円) | 提案があったのに実績がない理由及び今後の対応 |
|----------|----------------|--------|-----------|------------------------|
| 県内中小企業者 | 無 | — | — | — |
| 障害者雇用企業等 | 無 | — | — | — |

IV 県管理海岸の安全対策等の取組結果について

1 概要

今年の夏は、海水浴シーズン当初、開設する海水浴場と、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、開設しない海水浴場に分かれた。

海水浴場が開設されれば、開設者による安全対策が行われるが、開設されない海岸では安全対策等が確保されないため、県は、地元市町や関係機関等と連携して、海岸の安全対策等に取り組んだ。

さらに、8月の緊急事態宣言の発出を受け、開設していた海水浴場もすべて休場することとなったため、それらの海岸でも地元市町と連携して安全対策等に取り組んだ。

2 経過

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 4月16日 | 「海水浴場ルールに関するガイドライン」を施行 |
| 6月1日 | 「神奈川県海水浴場対策連絡協議会」を開催 |
| 6月29日 | 公益財団法人日本ライフセービング協会と年度協定締結 |
| 7月1日 | 安全対策等を開始 |
| 8月2日 | 神奈川県に緊急事態宣言発出 以降、順次、開設していた海水浴場が休場 |
| 9月5日 | 安全対策等を終了 |

3 県管理海岸での海水浴場の開設状況

| | 7月22日現在 | 8月16日現在 |
|---------|---------|---------|
| 開設 | 12箇所 | — |
| 非開設又は休場 | 8箇所 | 20箇所 |

4 県管理海岸の安全対策等の取組結果

(1) 海水浴場が開設されないことの周知

海岸への来訪を減らすため、海水浴場が開設されない海岸を、ホームページやラジオ等の広報媒体により周知した。

周知方法:ホームページ、ラジオ、テレビ

(2) 遊泳自肅要請看板の設置

海水浴場が開設されない海岸及び途中休場となった海水浴場において、遊泳自肅を促す看板を設置した。

看板設置枚数：約 100 枚



(3) 海岸のルール看板の設置

海水浴場が開設されない海岸及び途中休場となった海水浴場において、砂浜での飲酒を控えること等のルールを記載した看板を設置した。

看板設置枚数：約 20 枚

(4) 海岸パトロールの強化

密集・密接を避けることや、遊泳自肅や砂浜での飲酒を控えること等の呼びかけなどを実施した。

警備員：延べ約 500人（7月1日から8月31日）

ライフセーバー：延べ約1,100人（7月1日から8月31日）

県職員：延べ約 160人（8月2日から8月29日の土日祝日等）

(5) ドローンを活用した監視活動

逗子市、鎌倉市、藤沢市（片瀬東浜）において、ドローンを活用した監視やスピーカーによる注意喚起等を実施した。

活動期間：延べ20日間（7月10日から8月15日の土日祝日等）

飛行回数：延べ約140回（うち、浮環投下訓練13回）

※浮環投下による救助活動実績は無し

5 今年の水難事故の状況

（例年の海水浴場エリアで、県が安全対策を実施した期間の件数）

死亡者数：0名

緊急搬送：0回

救助活動：8回

6 今後の予定

10月に、県、市町等による検討会議を開催し、今夏に実施した海岸の安全対策等の取組について情報共有し、意見交換を行う。

参考資料

(砂防海岸課作成)

県管理海岸における海水浴場の開設状況

| 市・町 | 海水浴場 | 開設者 | 開設予定期間 | 休場期間 |
|------|-----------------------|-------------------|-----------------|-----------------------------|
| 横須賀市 | 長浜 | 長浜海水浴場組合 | 7月10日 ～8月31日 | 8月9日 ～8月31日 |
| 三浦市 | 三浦海岸 | 三浦海岸海水浴場 運営委員会 | 7月22日 ～8月31日 | 8月8日 ～8月31日 |
| | 大浦 | 大浦海水浴場組合 | 開設せず | 開設せず |
| | 和田 | 和田海水浴場組合 | 7月2日 ～8月31日 | 8月8日 ～8月31日 |
| | 荒井浜 | 油壺観光協会 | 7月16日 ～8月31日 | 8月8日 ～8月31日 |
| | 横堀 | 油壺観光協会 | 開設せず | 開設せず |
| 葉山町 | 長者ヶ崎・大浜、 一色、森戸 | 葉山町長 | 7月2日 ～8月31日 | 8月4日 ～8月31日 |
| 逗子市 | 逗子 | 逗子市長 | 7月16日 ～9月5日 | 8月2日 ～9月5日 |
| 鎌倉市 | 材木座、 由比ガ浜、腰越 | 鎌倉市長 | 開設せず | 開設せず |
| 藤沢市 | 片瀬東浜 | 江の島海水浴場 営業組合 | 7月3日 ～9月3日 | 8月16日 ～9月3日 |
| | 片瀬西浜・鵜沼 | 江の島海水浴場 協同組合 | 7月3日 ～9月5日 | 8月16日 ～9月5日 |
| | 辻堂 | 辻堂海水浴場 協同組合 | 7月17日 ～8月28日 | 8月16日 ～8月28日 |
| 平塚市 | 湘南ベルマーレひら つかビーチパーク | 平塚市長 | 7月22日 ～8月31日 | 7月22日 ～8月31日 (当初より休場) |
| 大磯町 | 大磯 | 大磯町長 | 開設せず | 開設せず |
| 小田原市 | 御幸の浜 | 小田原市長 | 開設せず | 開設せず |
| 湯河原町 | 湯河原 | 湯河原町長 | 7月17日 ～8月31日 | 8月11日 ～8月31日 |

(参考) 県管理海岸以外の海水浴場の開設状況

| 市・町 | 海水浴場 | 設置者 | 開設予定期間 | 休場期間 |
|------|----------------|-------------------|-----------------|----------------|
| 横浜市 | 海の公園 | 公益財団法人 横浜市緑の協会 | 7月10日 ～8月31日 | 8月7日 ～8月31日 |
| 横須賀市 | 猿島 | 横須賀市長 | 開設せず | 開設せず |
| 茅ヶ崎市 | サザンビーチ ちがさき | 茅ヶ崎市長 | 7月17日 ～8月31日 | 8月7日 ～8月31日 |
| 小田原市 | 江之浦 | 小田原市長 | 開設せず | 開設せず |
| 真鶴町 | 岩 | 真鶴町長 | 開設せず | 開設せず |

V 神奈川県住宅供給公社の新たな経営計画について

1 経緯

神奈川県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、平成25年度に、公社経営の改善と安定を目指した経営計画（計画期間平成25～令和4年度。以下「旧計画」という。）を策定した。以来、公社は経営改善を着実に進め、昨年度に県による損失補償残高を解消するなど、県からの財政的自立を達成した。

こうした状況を背景に、公社は旧計画を2年前倒しで終了し、今般、新たな経営計画を策定したことから報告する。

2 新たな経営計画の概要

(1) 経営理念

神奈川県住宅政策の一翼を担う社会的企業として、県民の安全・安心・豊かな暮らしを支え続ける。

(2) 経営目標

- ア 社会環境の変化に応じた取組みの推進による人と人とのつながる豊かな暮らしの創造
- イ 公社資産の適切な維持更新による良質で安全・安心な暮らしの提供
- ウ 人財の継続的な確保・育成による組織力の維持・向上
- エ 格付機関によるAA+の格付け維持と年間経常利益10億円の達成による経営基盤の強化

(3) 主な取組み

- ア 住宅確保要配慮者等に対する住宅の供給
- イ 団地特性を活かしたコミュニティの形成
- ウ 老朽化した団地の建替え・長寿命化

(4) 計画期間

令和3～7年度

VI 神奈川県手数料条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）は、良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図ることを目的とする長期優良住宅建築等計画を認定する（以下「認定」という。）制度について規定している。

このたび、長期優良住宅法等が一部改正（令和3年5月28日公布）され、申請手続きが変更されることなどから、改正後の申請手数料を徴収するにあたり、神奈川県手数料条例及び収入証紙に関する条例について所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 神奈川県手数料条例について

ア 住棟認定の導入

共同住宅について、区分所有者が住戸毎にそれぞれ認定を受ける仕組みから、管理組合が住棟毎に一括して認定を受ける仕組みに変更されることから、それに応じた申請手数料を整備する。

イ 認定手続き及び基準の見直し

住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施する仕組みに変更されるとともに、所管行政庁が行う審査項目の見直しが行われることから、それらに応じた申請手数料を整備する。

ウ 容積率の特例制度の創設

認定長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものは、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和することができることとされたことから、当該許可に係る申請手数料を新設する。

エ その他の改正

上記改正に伴う条項の移動など、所要の改正を行う。

(2) 収入証紙に関する条例について

長期優良住宅法等の一部改正に伴い、改正後の申請手数料を収入証紙で徴収するため、所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和3年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和4年2月 改正条例の施行

Ⅶ 事務処理の特例に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

租税特別措置法（以下「法」という。）は税の軽減等の特例措置を設けることを規定している。

このたび、税制改正が行われ連結納税制度からグループ通算制度に移行することとなり、法から連結納税制度についての規定が削除されるため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

優良宅地認定等については、認定事務を市に委任しており、優良宅地認定等を受けた場合の優遇措置の一つに連結法人の土地の譲渡に係る重課税の免除があるが、法改正により連結納税制度が廃止されることから、市へ委任している事務のうち当該制度に係る事務の委任規定を削除する。

3 今後の予定

令和3年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和4年4月 改正条例の施行